

敦賀市立栗野小学校 いじめ防止基本方針案

平成26年	4月	1日	策定
平成29年	9月	4日	改訂
平成30年	4月	1日	改訂
平成31年	2月	18日	改訂
令和元年	5月	15日	改訂
令和2年	4月	1日	改訂
令和4年	4月	1日	改訂
令和6年	4月	1日	改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

冒頭にかかげた前文は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明

らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を年間計画に従って計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、校外学習等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

教科書、福井県版心のノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止に関する取組等を評価項目に位置付け、学校がいじめ問題への取組を評価し、その結果を指導の改善に活かします。

○いじめを防止する取組を進めるため、以下の項目について学校評価を行います。

【教職員】

- ・学級での話し合い活動や自治的活動を土台として認め合い高め合い支え合う仲間づくり、いじめを許さない学級集団を作るよう心がけている。
- ・定期的なアンケート、計画的かつ時に応じた面談、スクールカウンセラーの活用により、いじめ等学校生活での問題を早期に把握し解消するよう努めている。

【保護者】

- ・お子さんは学校であったことや悩み事を話してくれる。
- ・先生はお子さんのことを理解してくれている。
- ・保護者からの連絡・相談に対し、学校は適切に対応している。

【児童】

- ・学校生活は楽しいですか。
- ・友だちを大切にし、仲良くしていますか。
- ・先生に何でも相談していますか。
- ・学校であったことを、家で話しますか。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットやSNS等に関する指導

校区小学校と連携してネット利用のルールをつくり、インターネットやSNS等の利用や情報モラルについての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○配慮が必要な児童に応じた適切な支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェック（1日の振り返りや日記帳、連絡帳）の活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

毎月1回以上、定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。結果を集計し、教職員全員で共有すると共に、いじめ対策委員会で傾向に応じた対策を立てます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を設定し、事前アンケートや面談を通して学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめ事案への対処（事案対処）

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有し、組織的な対応を行うため「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や市児童家庭課、児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。ただし、

いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視します。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、被害児童本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通します。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害児童については、日常的に注意深く観察します。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

(8) 学校いじめ防止基本方針

○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関わる項目をスクール・プラン、学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
教育相談担当（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

- (活 動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

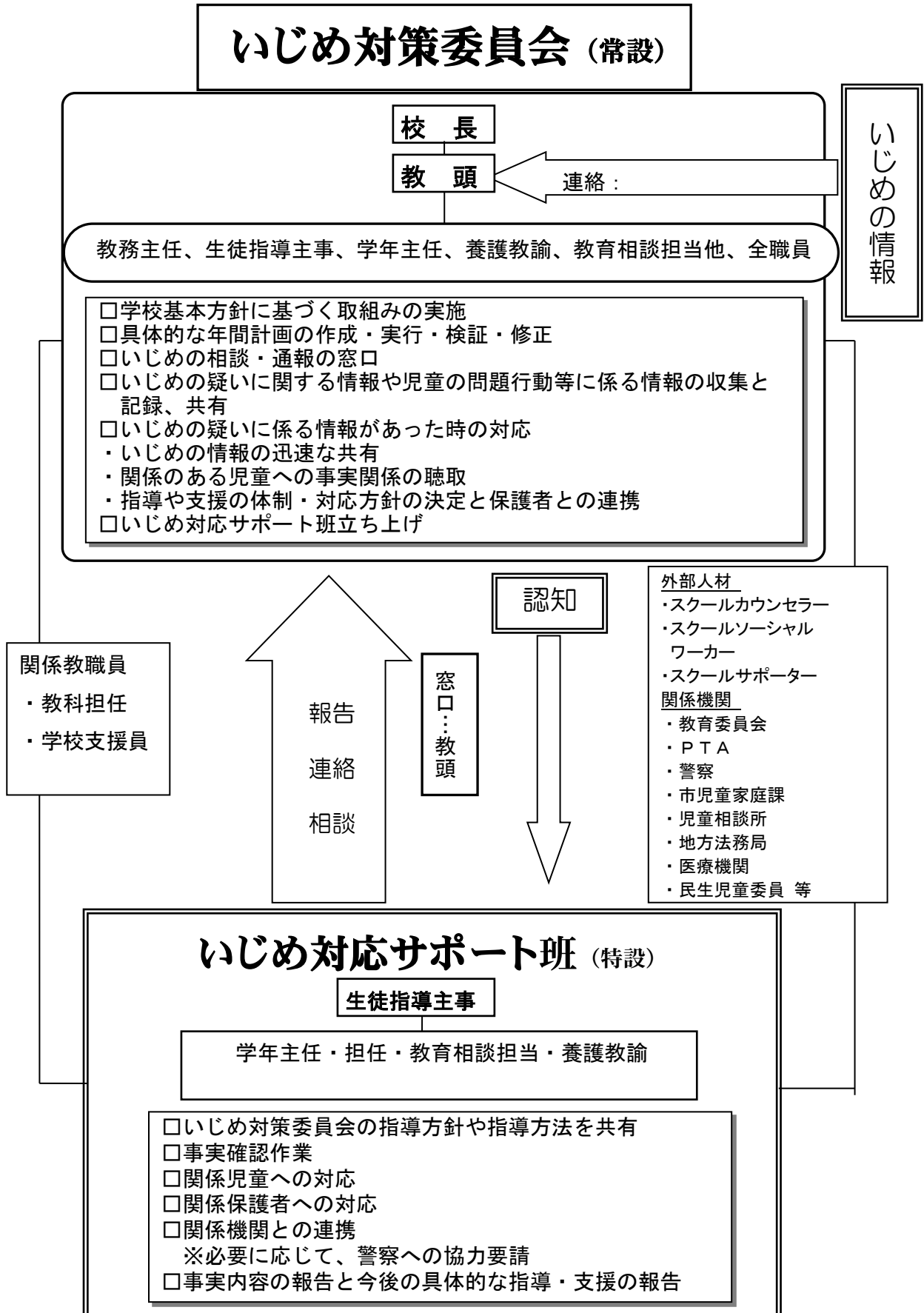
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭

- (活 動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

敦賀市立栗野小学校



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

敦賀市立栗野小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 <p>いじめ対応サポート班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起きた時に即対応 	<p>入学式(1年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への啓発 <p>いじめの自己チェック 学級ごと通年で</p> <p>1～6年 一年生を迎える会</p> <p>1年 交通安全教室</p> <p>縦割り活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダー育成 					
5月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月のアンケート調査結果をもとに、定期的に状況を把握 <p>校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育 ・人権教育 ・読書教育 	<p>アンケート調査 (児童)</p> <p>国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂に係わる留意事項の周知徹底</p> <p>縦割り班会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動 ・絆づくり <p>3年自転車教室</p> <p>6年 修学旅行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な計画や運営 					
6月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況を把握 <p>授業研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・学習規律 <p>ユニバーサルデザインを意識した授業づくり</p>	<p>縦割り遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動 ・絆づくり <p>アンケート調査 (児童・保護者)</p> <p>教育相談週間</p> <p>オープンスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所、絆づくりを意識した授業を公開 					

[7～9月]

敦賀市立栗野小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握 ・夏季休業前指導			3年 ひまわり教室 ・万引き等		6年 ひまわり教室 ・SNS関連	
	教育懇談会 ・情報や意見収集	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">アンケート調査 (児童)</div>					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地区集会 ・情報収集 ・夏季休業前指導 </div>					
8月	いじめ対策委員会 ・アンケートの分析をもとにした振り返り	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 家庭での読書 ・親子読書等 </div>					
	職員会議 ・重点事項確認	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> アンケート調査 ・夏季休業中の事件・事故の調査 </div>					
9月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握					5年 宿泊学習 ・自主的な計画や運営	
	授業研究		公開授業				

[10~12月]

敦賀市立栗野小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握 成績報告会 ・情報や意見収集	アンケート調査(児童)					
		縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり 体育大会 ・絆を強める ・種目練習					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握	アンケート調査(児童・保護者)					
		縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり 校外学習 ・リーダー育成 ・絆づくり 6年市音楽発表会 オープンスクール ・子どもの居場所、絆づくりを意識した授業を公開					
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握 ・冬季休業前指導 教育懇談会 ・情報や意見収集	アンケート調査(児童)					
		人権週間 教育相談週間 地区集会 ・情報収集 ・冬季休業前指導					

[1～3月]

敦賀市立栗野小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 授業研究 </div>				公開授業		
2 月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握 </div>	アンケート調査（児童）					
		6年生を送る会 ・感謝の心 ・次学年への自覚					
3 月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて 計画の見直し </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 職員会議 ・課題確認 ・計画確認 </div>	アンケート調査（児童）					
		地区集会 ・情報収集 ・学年末休業前指導					